

近畿地方整備局 足羽川ダム工事事務所
資料配布

配布日時	平成21年5月20日 14時00分
------	----------------------

件名	九頭竜川水系足羽川ダム建設事業環境影響評価準備書に対する意見書の提出状況について
----	--

概要	<p>国土交通省近畿地方整備局では、福井県今立郡池田町で実施している九頭竜川水系足羽川ダム建設事業に関して、環境影響評価法（平成9年法律第81号）に基づき、環境影響評価準備書の縦覧を行い、平成21年5月14日まで準備書について環境保全の見地からの意見を募集しました。</p> <p>意見書は、5通提出されており、今後、提出された意見書の概要及び当該意見についての事業者の見解（意見の概要等）を事業者として取りまとめ、福井県知事、福井市長、池田町長に送付します。</p>
----	--

取扱い	_____
-----	-------

配布場所	福井県政記者クラブ
------	-----------

問合せ先	<p>国土交通省 近畿地方整備局 足羽川ダム工事事務所</p> <p>副所長 <small>いそがわ まさし</small> 五十川 政志</p> <p>調査・品質確保課長 <small>もりひがし てつろう</small> 森東 哲郎</p> <p>TEL 0776 - 27 - 0642（代表）</p>
------	--

# 九頭竜川水系足羽川ダム建設事業環境影響評価準備書 に対する意見書の提出状況について

## 1. 概要

国土交通省近畿地方整備局では、福井県今立郡池田町で実施している九頭竜川水系足羽川ダム建設事業に関して、環境影響評価法（平成9年法律第81号）に基づき、環境影響評価準備書の縦覧を行い、平成21年5月14日まで、準備書について環境保全の見地からの意見を募集しました。

## 2. 提出状況

意見書数 : 5通  
内訳 : 池田町内 2通  
福井市内 2通  
福井県外 1通

## 3. 今後の予定

提出された意見書の概要及び当該意見についての事業者の見解（意見の概要等）を事業者として取りまとめ、福井県知事、福井市長、池田町長に送付します。

福井県知事は、意見書の送付を受けてから120（150<sup>※</sup>）日以内に福井市長、池田町長の意見を勘案するとともに、福井県知事としての意見を取りまとめ、事業者に提出します。事業者は、これを受けて環境影響評価書を作成することになります。

※準備書についての意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然状況により長期間にわたり実地の調査が著しく困難であるときには、150日を超えない範囲において福井県知事が定めることができます。

# 足羽川ダム建設事業に係る準備書等の概要

(参考資料)

## 環境影響評価準備書の手続きとその位置づけ

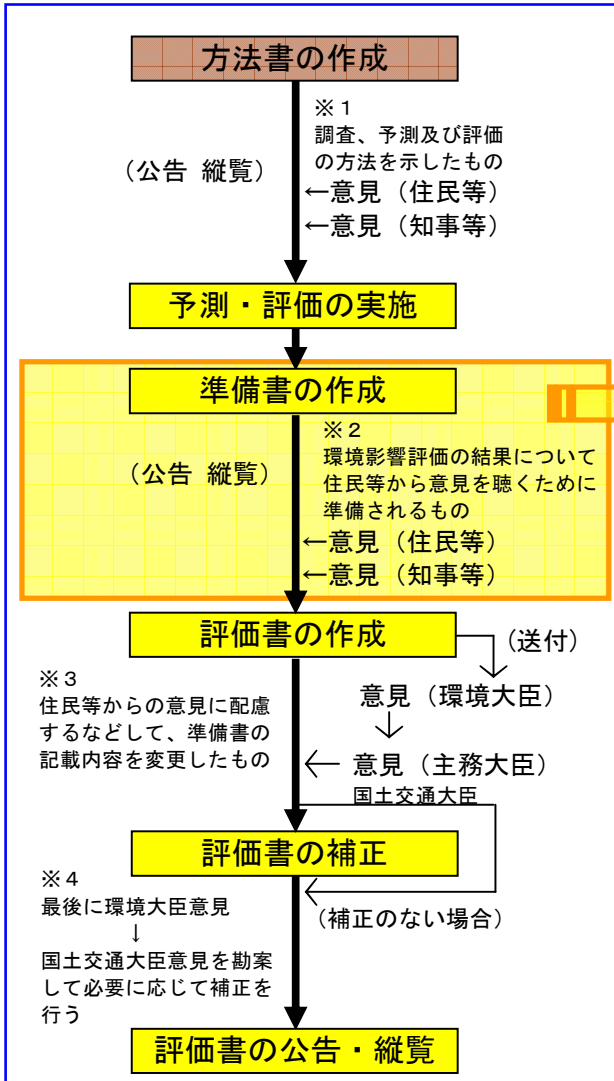


図1 環境影響評価の手続きの流れ

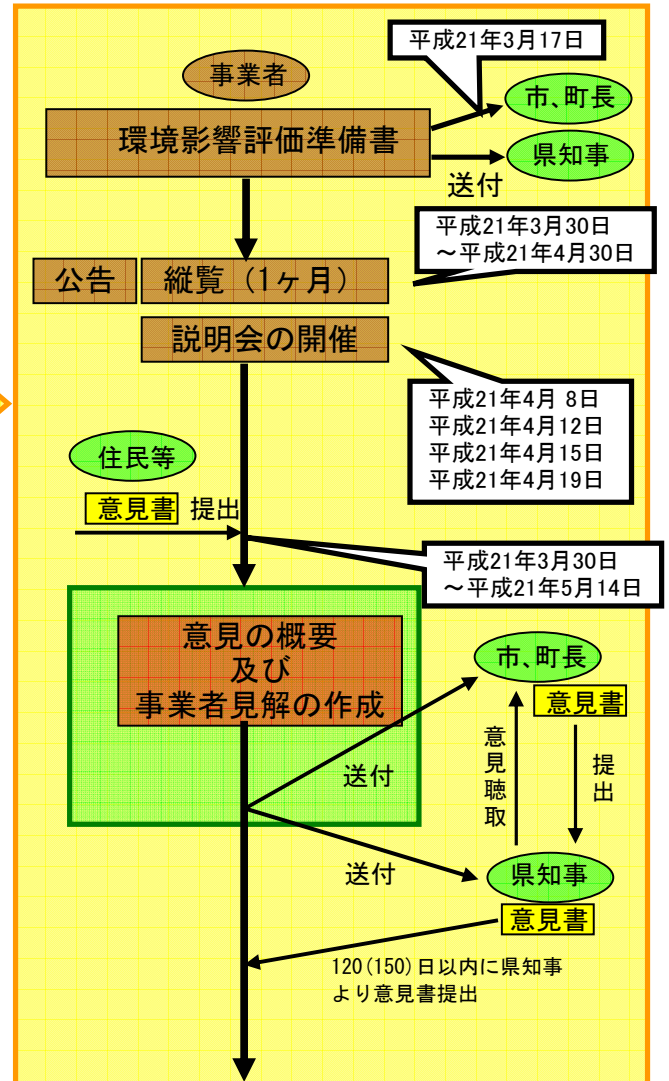


図2 環境影響評価（準備書の流れ）

### 【環境影響評価（環境アセスメント）制度とは？】

環境アセスメント制度とは、事業者が大規模な事業を実施する前に、事業に関する情報や事業の実施による環境影響の調査結果などを書面で公表し、住民、市町村、県や国などから提出される環境の保全の見地からの意見を踏まえ、事業計画を環境保全上より良いものとしていく手続きのことです。

### 【環境影響評価準備書とは？】

事業者(国土交通省近畿地方整備局)が環境影響評価方法書(環境影響評価法に基づき、環境影響評価を対象とする環境項目をどのように調べ、どのように予測・評価するかを記載したもの)の内容に基づき、方法書に対する知事意見、住民意見を踏まえて、調査・予測・評価を実施した結果について示したもので環境の保全に関する事業者の考え方をとりまとめたものです。

### 【準備書の公告・縦覧とは？】

事業者(国土交通省近畿地方整備局)が環境影響評価を実施する前に、準備書を作成したことを公表(公告という)し、地方公共団体(福井県、福井市、池田町)や事業者の事務所などで1ヶ月間誰でも見られるようにしておきます(縦覧という)。

### 【意見概要及び事業者見解の送付とは？】

準備書について環境の保全の見地からの意見を述べたものについて、意見の概要及び事業者見解を記載した書類を地方公共団体(福井県、福井市、池田町)に送付するものです。福井県知事は、福井市長、池田町長から環境の保全の見地からの意見を求め、政令で定める期間内(120日)に、事業者に対し、環境の保全の見地から意見を書面により述べるものです。